

厚木市内
事業者の
皆さまへ

コロナに負けない！あつぎ中小企業応援交付金

事業継続への支援に向けて

感染防止対策協力支援金



新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、休業・短縮営業にご協力いただいている店舗の皆さまや、売上げの減少により家賃の支払いが困難な状況にある事業者の皆さまを支援します。

休業・短縮営業支援

緊急事態宣言を受け、市内の店舗・事業所などを「休業あるいは短縮営業※」した事業者の方へ、協力を支給します。

※短縮営業とは、通常の営業時間を午後8時過ぎまでとしている店舗などが、午後8時以前に短縮した場合をいいます。

1店舗・事業所 **20万円**

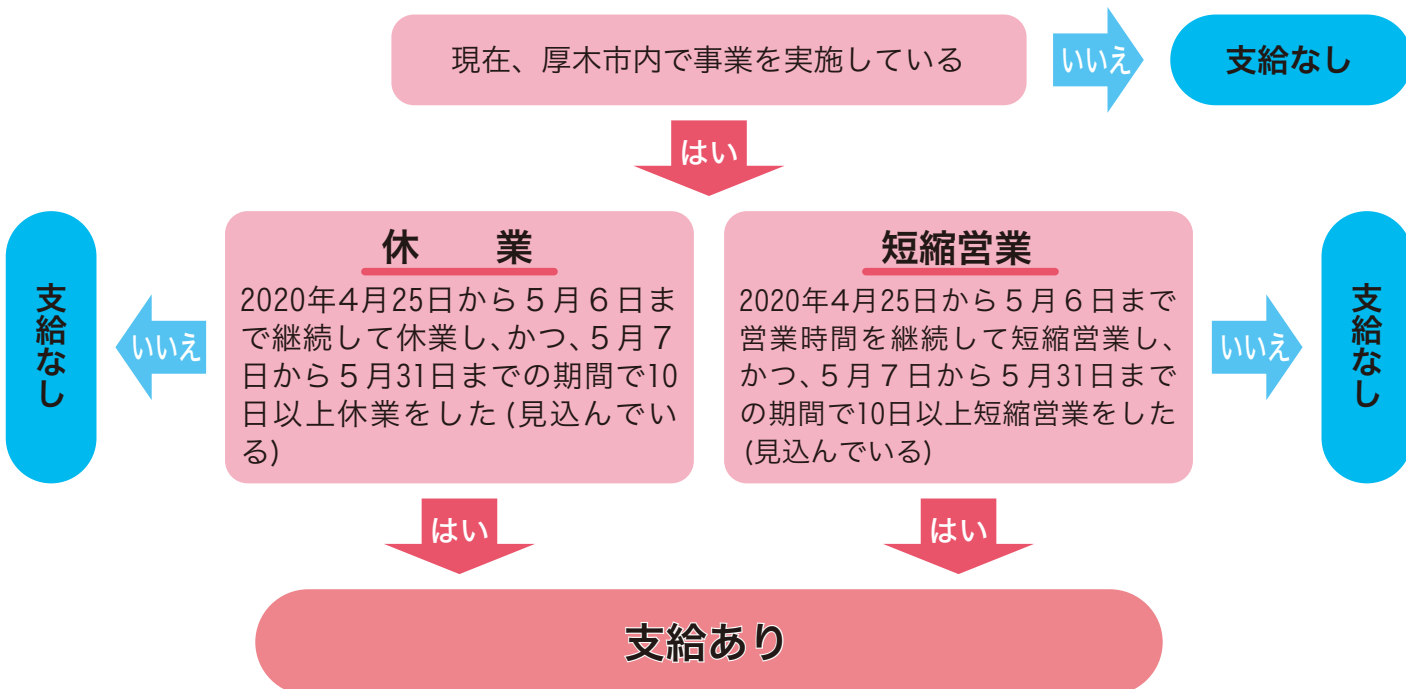
家賃助成

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一定期間の売上げが減少している市内事業者の方へ、事業を営むための家賃（家屋および土地の賃借料）の一部を助成します。

1店舗・事業所 **最大60万円**

※お申し込みの受け付け後、2週間程度での振り込みを予定しています。
※県の助成を活用する事業者の方も併せて活用できます。

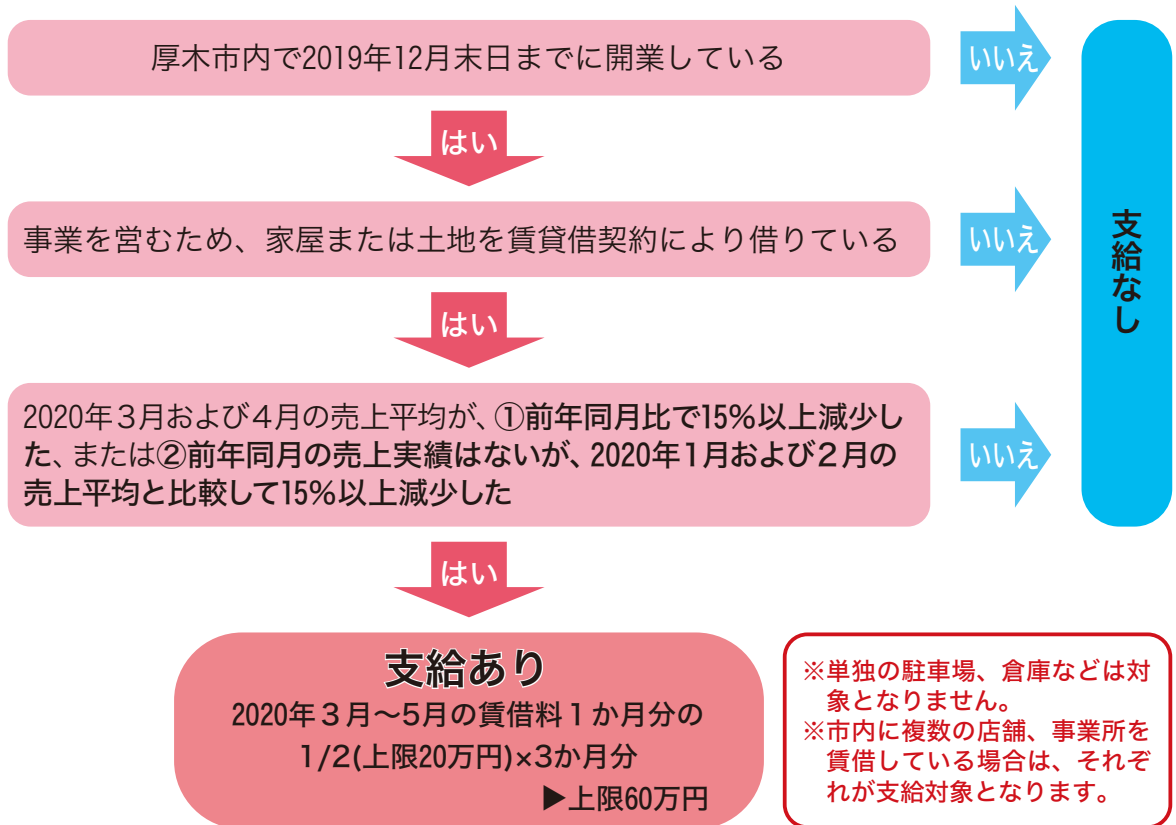
休業・短縮営業支援の支給要件



※市内で複数の店舗、事業所を営業している場合は、それぞれが支給対象となります。

▶裏面もご覧ください。

家賃助成の支給要件



必要書類

家賃助成	休業・短縮営業支援	①交付申請書（市内各公民館、JAあつぎ各支所・支店、市内金融機関などに配布） ※厚木商工会議所および厚木市ホームページから、用紙をダウンロードできます。
		②事業活動を証する書面 法人▶法人市民税申告書の写しなど 個人▶青色申告決算書または収支内訳書の写しなど ※2019年の実績がない場合は、開業届の写し
		③振込先口座の通帳の写し
		④売り上げの減少が分かる書面 法人▶2019年度の事業概況説明書など 個人▶2019年3月および4月の売上元帳または管理台帳など
		⑤家賃などの賃貸借契約書または賃借料の支払いが分かる領収書の写しなど

※休業・短縮営業支援は①～③、家賃助成は①～⑤の全ての書類が必要となります。

お申し込み方法

所定の交付申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて郵送または電子申請でお申し込みください。

受付期間▶ 2020年5月15日(金)～6月30日(火)

※電子申請受付は5月18日(月)から



◀申請書用紙のダウンロードおよび電子申請はこちらから

<http://www.atsugicci.or.jp/>

お申し込み
お問い合わせ先

〒243-0017 厚木市栄町1-16-15

厚木商工会議所内「あつぎ中小企業応援交付金係」

専用ダイヤル



0120-970306【平日9:00～17:30】

※2020年5月29日までは毎日受付

※感染症拡大防止のため、ご来館による窓口でのお申し込みやお問い合わせはご遠慮ください。

●あつぎ中小企業応援交付金には、事業継続支援のほか「がんばる企業を応援する事業」「特定施設運営支援」などの支援策もありますので、お問い合わせください。